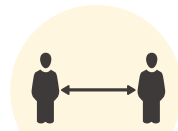


安心して働ける明るい未来へ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、厳しい状況、不自由な暮らし
それでも前を向いて、いっしょに乗り越えましょう。
様々な支援を上手に活用して、新しい一歩を。



「新しい生活様式」の実践例



身体的距離の確保



マスクの着用



石けんで手洗い

～一人ひとりの基本的感染対策～

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
※高齢者や持病のあるような重症リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

厚生労働省ホームページより(抜粋)

目次

- 特集 新型コロナウイルス感染症対策
- P2-3 個人向け支援の情報
- P4-5 事業者向け支援の情報
- P6 漫画で学ぶ「突然の内定取消し」
- P7 DV・虐待相談窓口
- P8 西宮の飲食店をテイクアウト

新型コロナウイルス感染症対策 個人向け支援の情報

本誌は5月25日現在の情報です。
最新情報および詳細は
市のホームページでご確認ください。



 マークは西宮独自の支援です。

全員 特別定額給付金

簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行います。

対象者 基準日(令和2年4月27日)において、市の住民基本台帳に記録されている者。受給権者(手続きをする人)は給付対象者の属する世帯の世帯主。

給付額 対象者1人につき10万円(世帯主の口座に振り込まれます。)

申請方法 ①オンラインでの申請
マイナンバーカード所持者が利用可能。
②郵送での申請
受給権者宛に送付された申請書に記入し必要書類とともに市に郵送

お問合せ 西宮市特別定額給付金コールセンター
☎0570-012438
9時~17時30分(土・日・祝を除く)

住まいの不安 住居確保給付金

離職または個人事業の廃業、止むを得ない休業等により居住困難となった人を対象に家賃相当額の給付(有期)と就職に向けた支援を実施します。給付金は住居の貸主等の口座へ市から直接振り込み。

申請方法 ①「ソーシャルスポットよりそい」に電話して予約
0798-31-0199(9時~17時 土、日、祝を除く)
②勤労会館1Fの談話コーナーにて相談。申請書類の受取
③申請書類の提出

お問合せ 西宮市厚生課
☎0798-35-3140
9時~17時30分(土・日・祝を除く)

新型コロナウイルスに感染して働けなくなった 傷病手当金

健康保険等の被保険者が、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院しているまたは発熱などにより同感染症が疑われた場合に就労できなかった期間において傷病手当金を支給します。

支給の要件や金額など、詳細は加入されている健康保険によって異なります。なお、社会保険加入者は

住まいの不安 市営住宅の一時使用

お住まいの住戸が、解雇・雇止めにより居住困難となった場合に、市営住宅を一時的に使用していただくことで生活の再建を支援します。

お問合せ 西宮市市営住宅管理センター
☎0798-35-5028
9時~17時30分(土・日・祝を除く)

家計の不安 緊急小口資金 特例貸付

休業等により収入の減少がある世帯の方に、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を行います。貸付限度額10万円(要件によっては20万円)

実施団体 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

相談・申込み窓口 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
☎0798-37-0010
9時15分~11時45分 13時~16時30分
(土・日・祝を除く)

家計の不安 総合支援資金 特例貸付

収入の減少や失業等により生活に困窮している世帯に、生活再建を行う間の生活費を貸付け、自立に向けた取組みを支援します。

貸付とともに、各相談窓口(よりそい/0798-31-0199・つむぎ/0798-23-1031)の利用をおすすめしています。

実施団体 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

相談・申込み窓口 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
☎0798-37-0010
9時15分~11時45分 13時~16時30分
(土・日・祝を除く)

全国健康保険協会へお問合せください。

西宮市国民健康保険または後期高齢者医療制度については、下記にお問合せください。

お問合せ 西宮市国民健康保険課 給付チーム ☎0798-35-3120
西宮市高齢者医療保険課 ☎0798-35-3154
9時~17時30分(土・日・祝を除く)
全国健康保険協会 兵庫支部 ☎078-252-8701
8時30分~17時15分(土・日・祝、年末年始を除く)

子育て世帯

臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。申請は不要。(対象児童1人につき1万円)

支給方法 児童手当を受給している口座に振込み(6月24日)

お問合せ 西宮市子育て手当課 ☎0798-35-3189
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

フリーランス

小学校休業等対応支援金

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

給付額 令和2年2月27日から6月30日までの間において、就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)

申請期限 令和2年9月30日まで

お問合せ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
☎0120-60-3999 9時～21時(土・日・祝を含む)

学費の不安

高等教育修学支援制度

すでに大学等に在学している人で、家計が急変し、緊急に支援の必要がある場合には、要件を満たすことが確認できれば、給付奨学金の支援対象となります。

申請手続 在学している学校にお問い合わせください。

お問合せ 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
☎0570-666-301 (ナビダイヤル)
9時～20時(土・日・祝を除く)

学費の不安

緊急・応急採用奨学金

すでに大学等に在学している人で、やむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、奨学生として採用します。

申請手続 在学している学校にお問い合わせください。

お問合せ 独立行政法人 日本学生支援機構 奨学金相談センター
☎0570-666-301 (ナビダイヤル)
9時～20時(土・日・祝を除く)

税金

市税の徴収猶予

事業等に係る収入に相当の減少があった人は1年間、市税(住民税、固定資産税など)の徴収の猶予を受けることができます。

お問合せ 西宮市納税課 ☎0798-35-3238
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

保険料

保険料の納付猶予

国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険について、収入減等の事情があり、一時的に保険料を納付することが困難な場合については、申し出により、納付の猶予が認められる場合がありますので、早めに相談してください。

お問合せ 西宮市国保収納課 ☎0798-35-3156
西宮市高齢者医療保険課 保険料チーム ☎0798-35-3110
西宮市介護保険課 保険料収納チーム ☎0798-35-3148
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

納付の免除

国民年金保険料の免除特例措置

収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、簡易な手続により、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

国民年金保険料学生納付特例申請も可能となりました。

申請先 市役所本庁・支所等の国民年金窓口または西宮年金事務所
感染拡大防止の観点から、郵送での提出をご活用ください。

問合せ先 日本年金機構西宮年金事務所 ☎0798-33-2944
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

住まいの不安

水道料金の減免

市民の生活や経済活動を支援するため、水道料金基本料金を全額免除。全ての給水契約者対象。申請手続は不要です。※下水道使用料は含みません。

対象期間 令和2年7月検針分(予定)から4か月間

お問合せ 西宮市上下水道局電話受付センター
☎0798-32-2201 / 0797-61-1703 / 078-904-2481
(平日) 8時45分～20時
(土曜・日曜・祝日) 8時45分～17時30分

電気・ガス・携帯電話、インターネット回線料金について、一時的に支払いが困難となる方への特別措置(支払い期限の延長など)が実施されています。契約されている事業者にお問い合わせください。



詐欺

給付金のサギに注意!!

新型コロナウイルス感染症対策 事業者向け支援の情報

本誌は5月25日現在の情報です。
最新情報および詳細は
市のホームページでご確認ください。



 マークは西宮独自の支援です。

給付 持続化給付金

売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業等に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。(法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内)

申請期間 令和2年5月1日～令和3年1月15日

問合せ先 持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570
【5月・6月】8時30分～19時(土・日・祝を含む毎日)
【7月】8時30分～19時(土・祝を除く)
【8月以降】8時30分～17時(土・祝を除く)

給付 休業要請事業者 経営継続支援事業

緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じた中小法人・個人事業主に、事業の継続を支えるための支援金を支給します。

申請期間 令和2年4月28日～令和2年6月30日【予定】

問合せ先 経営継続支援金相談ダイヤル ☎078-361-2281
9時～17時(土・日・祝を含む毎日)

給付 障害者就労施設 業務開拓支援事業

市内の障害者就労施設を対象に新たな販路開拓や商品製作に係る経費(1事業所10万円を上限)を補助します。

問合せ先 西宮市障害福祉課 ☎0798-35-3147
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

給付 障害者就労施設 工賃相当額給付事業

工賃が減少した障害者就労施設を利用する市民を対象に定額を給付します。申請は施設が行ってください。

問合せ先 西宮市障害福祉課 ☎0798-35-3147
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

給付 個人事業主への店舗賃料支援

売上が減少し、店舗の家賃支払が困難になっている個人事業主に対し、市内に賃借している店舗の1ヶ月分の賃料を市が支援します。対象業種は問合せを。

※1店舗のみの場合、最大10万円

申請期間 令和2年5月8日～令和2年7月31日

問合せ先 西宮市商工課・店舗賃料支援金コールセンター ☎0798-35-3017
9時～17時(土・日・祝を除く)

給付 雇用調整助成金

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、雇用の維持を図った場合に休業手当、賃金等の一部を助成します。雇用保険被保険者でない労働者も助成金の対象に含まれます。

申請期限 令和2年8月31日まで
(支給対象期間の初日が1月24日～5月31日までの休業について)

問合せ先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
9時～21時(土・日・祝を含む毎日)

給付 小学校休校等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた企業に助成金を支給します。

対象期間 令和2年2月27日～6月30日 **申請期限** 令和2年9月30日まで

問合せ先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
9時～21時(土・日・祝を含む毎日)

全国社会保険労務士会連合会のホームページ

<https://www.shakaihokenroumushi.jp/>

雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金・支援金について、「人事・労務のプロ」である社労士が詳しく解説した動画を公開



相談 経営相談

西宮商工会議所では、中小企業、小規模事業者を対象として、経営相談員による「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。

問合せ先 西宮商工会議所 ☎0798-33-1131
8時45分～17時30分(土・日・祝を除く)

融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的に業況が悪化している人に設備資金および運転資金を無担保で貸付け。利子補給制度により当初3年間は実質的に無利子。

問合せ先 日本政策金融公庫 神戸東支店 ☎078-854-2900
9時～15時(土・日・祝を除く)

融資 兵庫県中小企業等融資制度

一定の要件を満たす県内の中小企業者に対して、利子・保証料の軽減を行う融資制度など、各種融資制度を設けています。

問合せ先 兵庫県地域金融室 ☎078-362-3321
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

融資 西宮市中小企業融資制度

市内で1年以上継続して同一の事業(兵庫県信用保証協会の保証対象業種)を営んでいる中小企業に対して各種融資制度を設けています。

問合せ先 西宮市商工課 ☎0798-35-3326
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

補助 西宮市中小企業融資制度の利子補給・信用保証料補助の拡充

既存の制度融資の一部に市が利子補給および信用保証料の負担を行います。

申請期限 取扱金融機関による融資が実行された後、1ヶ月以内に申請

取扱期間 令和2年4月1日申込受付分から令和2年6月30日融資実行分まで

問合せ先 西宮市商工課 ☎0798-35-3326
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

認定 セーフティネット保証制度

経営の安定に支障が生じている中小企業者に対して一般保証とは別枠で借入債務を保証。

セーフティネット保証制度4号

借入債務の100%を保証。

指定期間 令和2年2月18日～令和2年9月1日

セーフティネット保証制度5号

借入債務の80%を保証。

令和3年1月31日まで全業種(農業等を除く)対象

問合せ先 西宮市商工課 ☎0798-35-3326
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

認定 危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で100%保証を行います。

指定期間 令和2年2月1日～令和3年1月31日

問合せ先 西宮市商工課 ☎0798-35-3326
9時～17時30分(土・日・祝を除く)

猶予 納税の猶予の特例

各種税金に係る徴収猶予などの制度を利用できます。



国税庁(国税)
<https://www.nta.go.jp/>



兵庫県(県税)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>



西宮市(市税)
<https://www.nishi.or.jp/>

労働相談

労働相談

西宮市

労働に関する様々な問題(賃金・退職金・労働災害・雇用保険など)について社会保険労務士が相談・助言を行います。相談は、秘密厳守、無料。
※書類の作成・提出など各種手続きの代行(訴訟を含む)は行いません。

☎0798-32-7170

毎週火曜日:15時～19時、第2・第4土曜日:13時～18時
祝日・休日実施(年末年始は除く)
ただし6月末までは
毎週火・木曜日:15時～19時、毎週土曜日:13時～18時

総合労働相談コーナー

職場でのトラブルでお困りの方に対し、解決のお手伝いをしています。新型コロナウイルス感染症の影響による労働問題(労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等)に関する特別労働相談窓口を開設しています。

兵庫県労働局 ☎078-367-0850

西宮労働基準監督署 ☎0798-26-3733

9時～17時(土・日・祝を除く)

労働条件相談 ほっとライン

厚生労働省

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例をふまえた相談対応や各関係機関の紹介などを行います。

☎0120-811-610

月曜日～金曜日:17時～22時(祝日を含む)
土曜日、日曜日:9時～21時
*年末年始を除く

入社直前に内定取消・・・これってあり？



厚生労働省「これってあり?～まんが知って役立つ労働法Q&A」

内定取消は業績悪化が理由でも無効

会社が「採用内定を通知」し、労働者（内定者）が「誓約書」を提出した段階で、労働契約がすでに成立していると裁判で認められた例があり、業績悪化が理由でも内定取消は無効となることがあります。

【注】内定取消が正当と判断されることもあります。

内定者への特段の配慮に関する要請

新型コロナウイルス感染症対策として政府が3月に出した要請では、内定の取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う、取消しまたは延期を行う場合には、就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、補償等の要求には誠意を持って対応するなど特段の配慮が要請されています。

内定取消を告げられたら、まず会社側に話し合いの機会を設けてもらえるように連絡することが第一ですが、応じてくれないなら、労働相談センターやハローワークに相談してみてください。

○就労支援相談窓口

西宮公共職業安定所 ハローワーク

ハローワークで把握している「求人票以外の情報」のお伝えや、求人への応募状況、選考状況等の情報提供しており、求人事業所に求人内容等を確認のうえ面接の予約や「紹介状」を発行しています。求人紹介以外にも様々な相談を行っております。

【相談日時】月～金 9:00～17:15
☎0798-75-6711 西宮市青木町2番11号
※取扱業務により開所日時が異なります。

しごとサポートウェブにしきた ハローワーク

ハローワーク西宮のサテライト施設です。求人検索端末を設置しており、さらに就職支援ナビゲーターが、応募書類の書き方や職業相談、仕事の紹介など就職をサポートします。

フロアは落ち着いた雰囲気となっており、最寄り駅は西宮北口と交通の便も良く、徒歩圏内と近くにあります。
【相談日時】月～金 9:00～17:00
☎0798-68-1021 プレラにしのみや4階(西宮市高松町4番8号)

西宮若者サポートステーション 若者

「自分に合った仕事を探したい」、「働いても長続きしない」などの悩みをもつ、15歳～49歳の方を対象に、キャリアコンサルタントや臨床心理士の資格を持つスタッフが就職をサポートします。

【相談日時】月～金・第2土 9:30～18:00
☎0798-31-5951
勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)

西宮市中高年しごと相談室 中高年

50歳以上の方などを対象に、悩み・不安の相談や適職相談、応募書類作成サポートなど、幅広く就職活動の相談および就職に関する情報提供を行います。面接がどうも苦手な方、今後のキャリア設計を迷っている方などもぜひお越しください。

【相談日時】月・火・木・金・土 10:00～18:00
☎0798-42-7717
勤労会館1階(西宮市松原町2番37号)

1) ソーシャルスポット西宮よりそい 生活困窮者 2) 西宮市くらし相談センターつむぎ

くらしや仕事その他経済的な困りごとを抱えている方に寄り添いながら、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成。他の専門機関とも連携して、解決に向けた支援を行います。

【相談日時】月～金 9:00～17:00
1) ☎0798-31-0199 勤労会館2階(西宮市松原町2番37号)
2) ☎0798-23-1031 総合福祉センター2階(西宮市染殿町8-17)

障害者就労生活支援センター「アイビー」 障害のある人

障害のある人などを対象に、就労の相談、就職後に職場で働きやすい環境を整えるなど、安心して働くことができるようサポートします。また、企業が障害のある人を雇用する際の相談にも対応します。障害者手帳を持っていない人も利用できます。

【相談日時】月～金 9:00～17:30
☎0798-22-2725 総合福祉センター2階(西宮市染殿町8-17)
FAX:0798-22-2724

配偶者やパートナーからの「言葉の暴力」、 「身体への暴力」などで悩んでいませんか？

あなたは配偶者やパートナーから暴力を受けていませんか？特に、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために行われている外出自粛や休業、在宅勤務等の状況下においては、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念されています。

現在も続いている暴力だけでなく、過去に受けた暴力で悩んでいる場合でも相談できます。

私さえ我慢すれば・・・

この程度で相談してもいいのかな・・・？

と思わなくて大丈夫です。あなたは一人ではありません。一人で抱えず、話してみませんか？

あなたが相談した内容が漏れることはありません。ご安心ください。

暴力には次のようなものがあります。



身体的暴力

……殴る、蹴る、物で叩くなど



精神的暴力

……怒鳴る、脅すなど



性的暴力

……性行為を強要するなど

など他にも様々な暴力の態様があります。

また、子どもの前でこうした暴力を見せるのは「面前DV」にあたり、虐待です。

虐待の相談窓口も合わせてご紹介します。

【相談窓口のご案内】 命の危険を感じる場合はためらわずに110番を!!

	DV相談室	0798-23-6011	月～金 9:00～17:30	年末年始、祝日除く
西宮市	男女共同参画センター ウェーブ 女性のための相談室(面接相談予約電話)	0798-64-9498	月～土 9:00～17:15 (予約受付時間帯)	相談実施時間帯 月～木・土 10:00～16:30 年末年始、祝日除く
	男女共同参画センター ウェーブ 女性のための相談室(電話相談)	0798-64-9499	月・木 10:00～12:00 13:00～16:00	年末年始、祝日除く
	家庭児童相談(児童虐待の相談)	0798-35-3089	月～金 9:00～17:30	年末年始、祝日除く
	兵庫県配偶者暴力相談支援センター	078-732-7700	毎日 9:00～21:00	土日祝も受付
	兵庫県男女共同参画センターイープ 女性のためのなやみ相談(電話)	078-360-8551	月～土 9:30～12:00、 13:00～16:30	年末年始、祝日除く
兵庫県	兵庫県男女共同参画センターイープ 男性のための相談	078-360-8553	第1・3火 17:00～19:00	年末年始、祝日除く
	ひょうご性被害ケアセンターよりそい	078-367-7874	月・火・水・金・土 10:00～16:00	祝日、12/28～1/4・8/12～16を除く
	児童虐待24時間ホットライン	0798-74-9119	毎日 24時間	
	兵庫県警察本部 ストーカー・DV相談	078-371-7830	毎日 24時間	
	DV相談室相談ナビ	0570-0-55210	毎日 24時間	・自動音声案内 ・発信地等から最寄りの相談窓口を案内
全国	DV相談プラス	0120-279-889	毎日 24時間	・メール、チャットによる相談やWeb面談あり ・英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、 タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール語対応
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	毎日 24時間	



西宮市男女共同参画推進課(西宮市男女共同参画センター ウェーブ)

■〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階 ■開館時間:1月4日～12月28日 9:00～22:00
 ■TEL:0798-64-9495 FAX:0798-64-9496 ■受付時間:月～土9:00～17:15(日曜・祝日を除く)
 ■URL:<https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html>





飲食店を応援

西宮の飲食店をテイクアウトしよう!

西宮市にはおいしいお店がたくさんありますが、続々とテイクアウトサービスを始めています。

今回はそんなテイクアウトができる市内飲食店の情報を掲載しているサイトをご紹介します!

家庭の味も良いですが、たまにはテイクアウト

トを利用して、名店の味を自宅でゆっくり味わいませんか。気になっていた色々なお店のメニューを家族でシェアして楽しむのもいいですね!

ぜひ自粛生活のリフレッシュにも活用してみてください。



●西宮つーしん

「西宮と近隣でテイクアウトできる飲食店まとめ」

<https://nishi2.jp/42832/>



●テイクアウト西宮

<https://takeout-nishinomiya.com/>



PICK UP
1

高年齢労働者も、雇用保険料の納付が必要です。

令和2年4月1日より

お忘れなく

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として、令和2年3月31日までの間は、高年齢労働者*に関する雇用保険料は免除されていました。令和2年4月1日からは、高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となっています。

(※) 保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上の労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方を指します。

PICK UP
2

労働保険の年度更新期間が延長されました。

令和2年度の労働保険料の申告・納付期限が令和2年8月31日までに延長されました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、申告により労働保険料等の納付を1年間猶予することもできます。

司書のオススメ



『西遊記 上下巻』

平岩弓枝/著 蓬田やすひろ/画
 出版社:毎日新聞社

ドラマや映画でおなじみの『西遊記』。本作には、天竺までの長い道中の様子に加え、敵対する金角・銀角大王ら妖怪と悟空との因縁が丁寧に書かれています。石から生まれ、礼儀もない短気な悟空が、三蔵を心から信頼し健気に仕えるようになったのはなぜでしょう。長安へ「大乘経」を持ち帰るため、ひたすら前へ進む一行の姿に希望を感じる1冊です。



(協力:西宮市立図書館)

編集・発行: 西宮市産業文化局産業部労政課
 〒662-0912 西宮市松原町 2-37
 西宮市立勤労会館内
 TEL:0798-35-5286 FAX:0798-34-2888
<https://www.nishi.or.jp/kurashi/rodo/index.htm>
 ページ番号: 74265377

